

みなし登録電気工事業開始届について

建設業法の許可を受けた建設業者であって、電気工事を営む方は、遅滞なく岡山県知事に届け出る必要があります。(岡山県知事への開始届は、岡山県内のみに営業所を設置しようとする方に限ります。)

また、既に登録電気工事業者の登録を受けた方が、新たに建設業法の許可を受けたときも、同様に遅滞なく岡山県知事に届け出る必要があります。(登録電気工事業者が建設業法の許可を受けた場合、その登録は効力を失います。)

1 必要な書類等

(1) 電気工事業開始届出書

- ・電話番号は、携帯電話など日中連絡が取りやすい番号も追記すること。
- ・鉛筆・消えるボールペン等での記入は、不可。

(2) 誓約書(主任電気工事士)

- ・申請者自身(個人の場合は本人、法人の場合は役員)が主任電気工事士である場合は、提出不要。

(3) 雇用証明書(主任電気工事士を雇用している場合)

- ・申請者自身(個人の場合は本人、法人の場合は役員)が主任電気工事士である場合は、提出不要。

(4) 主任電気工事士の実務経験を証する書面

- ・主任電気工事士が第2種電気工事士の場合、3年以上電気工事に従事していたことを証明する書面が必要。また、そのことが確認できる公的書類等を求める場合があるので留意すること。

【確認書類の例】

- ①健康保険証の写し
- ②当該年度の給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税通知書(特別徴収義務者用)の写し
- ③企業年金記録の写し
- ④雇用保険徴収の写し
- ⑤登録簿等の謄本 等

(5) 主任電気工事士の電気工事士免状の写し

- ・主任電気工事士が「第1種電気工事士」である場合は、講習記録面の写しも必要。

(6) 営業所位置図(既に登録電気工事業者の登録している者は不要)

(7) 備付器具調書(既に登録電気工事業者の登録している者は不要)

- ・自家用電気工事を営む場合は、低圧検電器、高圧検電器、継電器試験装置、絶縁耐力試験装置が必要。(一般用電気工作物のみ行う業者については、これらの器具は備付不要。)
- ・継電器試験装置、絶縁耐力試験装置については、借用契約の締結等により必要なときに準備できる場合は、備え付けているものとみなす。
(ただし、借用契約を締結等した業者名を必ず様式の()枠内に記入すること。)

(8) 建設業法に基づく許可証の写し

(9) 登記事項証明書

(3ヶ月以内の原本)(法人である場合)(既に登録電気工事業者の登録している者は不要)

(10) 登録電気事業者登録証(既に登録電気工事業者の登録している者のみ必要)

2 提出先・問い合わせ先

- ・必要書類を同封のうえ、下記住所に持参または郵送してください。
- ・郵送する場合は、簡易書留にするなど郵便トラブルを防止する措置を講じるとともに、封筒の表面に「みなし登録電気工事業開始届出書」と朱書きし、封筒の裏面には差出人の郵便番号、住所及び氏名を記載してください。

〒700-8570

岡山市北区内山下2-4-6 岡山県消防保安課 保安班(岡山県庁4階)

TEL (086) 226-7296(保安班直通)

※受付時間…8:30~12:00、13:00~17:00
(土・日・祝日は受け付けしていません。)

※県下各県民局(地域事務所)では、受け付けしていません。

「電気工事業開始届出書」

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日

電気工事業開始届出書

令和 年 月 日

岡山県知事 殿

住 所
氏名又は名称
法人にあっては
代表者の氏名
電 話 番 号 () -

電気工事業を開始しましたので、電気工事業の業務の適正化に関する法律第34条第4項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 建設業法第3条第1項の規定による許可を受けた年月日及び許可番号
岡山県知事許可 () 第 号
年 月 日

2 電気工事業を開始した年月日
年 月 日

3 営業所等

営業所の名称	所在の場所	電気工事の種類	主任電気工事士等の氏名	電気工事士免状の種類及び交付番号
				第 種電気工事士号 岡山県第 号

- 1 電気工事の種類欄には、内容に応じて、「一般用」又は「一般用 自家用」と記載すること。
- 2 主任電気工事士等の氏名欄には、その者が法第19条第2項に該当する場合にあっては※印を付すること。
- 3 自家用電気工作物の工事のみを行っている営業所は、主任電気工事士等の氏名欄及び電気工事士免状の種類及び交付番号欄に記載する必要はない。

「主任電気工事士雇用証明書」

雇 用 証 明 書

令和 年 月 日

岡山県知事 殿

住 所

氏名又は名称

法人であつては
代表者の氏名

下記の者は、私（当社）従業員であることを証明いたします。

記

主任電気工事士の氏名	
住 所	
生 年 月 日 ・ 年 令	年 月 日 満 才
雇 用 年 月 日	

「主任電気工事士等実務経験証明書」

主任電気工事士等実務経験証明書

下記1の電気工事士は、下記2のとおり電気工事に従事していたものに相違ありません。

令和 年 月 日

住 所
氏名又は名称

証明者

印

法人にあつては代表者の氏名

T E L

岡山県知事 殿

記

1 電 気 工 事 士	電気工事士の氏名	
	生年月日・年令	年 月 日 才
	現 住 所	
	電気工事士免状の交付年月日	年 月 日
	免状交付番号	県 第 号
2 電気工事に従事した職歴		
所 属 名	期 間	業務の内容
	年 月 日 ～ 年 月 日	
3 証明者の事業内容		

(記載注意)

- 1 所属名は、〇〇営業所〇〇担当というごとく具体的に記入すること。
- 2 業務の内容は、〇〇用電気工作物の電気工事の施工業務、検査業務等を具体的に記入すること。

なお、主任電気工事士の職歴のあるものについては、その旨を明記すること。

「主任電気工事士免状の写し」

電気工事士免状の写

(表)

都道府県名 第 号	
第○種電気工事士免状	
	氏名 _____
	生年月日 _____ 年 月 日生
	_____ 年 月 日交付
	都道府県知事 印

(裏)

記 事	
住 所	

備 考

- 1 電気工事の作業に従事するときは、この免状を携帯すること。(電気工事士法第5条第2項)
- 2 免状を汚し、又は失ったときは、この免状を交付した都道府県知事に再交付を申請できる。(電気工事士法施行令第4条)
- 3 氏名を変更した場合には、この免状を交付した都道府県知事に申請し、書き換えてもらうこと。(同令第5条)
- 4 この免状は、他人に貸与したり、譲渡してはならない。
- 5 住所を変更した場合は、訂正しておくこと。

(備考) 免状をコピーしてください。

なお、第一種電気工事士免状の場合には、「講習受講記録」の面も写るよう
にコピーしてください。

「営業所位置図」

営業所位置図

もよりの駅から営業所までの道順



(注)

線 駅下車、 行バスを利用し
停留所で下車、 方面に向かって徒歩 分で
上記営業所に到着する。

備付器具調書

氏名又は名称： _____

		品名	製造年	製造番号	台数	製造業者名	
一般用電気工作物の電気工事	自家用電気工作物の電気工事	絶縁抵抗計					
		接地抵抗計					
		回路計であって抵抗及び交流電圧を測定できる器具					
		低圧検電器					
		高圧検電器					
		※継電器試験装置	()
		※絶縁耐力試験装置	()
		計					台

※印の継電器試験装置、絶縁耐力試験装置は所有していない時は、必要な時はいつでも常に借りられるようにすることができます。
 この場合は、どこで借用するかを（欄内に）記入してください。